

三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金（以下「補助金」という。）は、県内の産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及びリサイクラー（以下「県内排出事業者等」という。）積極的な産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量化（以下「発生抑制等」という。）に係る研究、技術開発及び産業廃棄物を使った商品開発（以下「発生抑制等研究開発」という。）を行う経費の一部を補助することにより、県内の産業廃棄物の発生抑制等に資する技術の研究を促進し、もって天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減された持続可能な循環型社会を目指すことを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号。以下「要綱」という。）、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

2 「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

3 「県内排出事業者」とは、県内に事業所がある事業者で、次に掲げる各号の全てに該当する事業者をいう。

(1) 三重県産業廃棄物税条例（平成13年三重県条例第51号）第4条に規定する納税義務者

(2) 県内の事業所において自らの産業活動にともない産業廃棄物を排出する事業者

4 「産業廃棄物処理業者」とは、県内に事業所がある事業者で、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者をいう。

(1) 県内の事業所で法第14条1項に規定する産業廃棄物の収集運搬業の許可若しくは法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けた事業者

(2) 法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業の許可若しくは法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた事業者

5 「リサイクラー」とは、県内に事業所がある事業者で、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者をいう。

(1) 循環資源（循環型社会推進基本法第二条第3項に規定する循環資源をいう。）を活用して再生材料、製品原料、製品を製造しようとする事業者

(2) 産業廃棄物由来の再生材料から製品原料や製品を製造しようとする事業者

6 「補助事業」とは、県内排出事業者等による産業廃棄物の発生抑制等を目的とした発生抑制等研究開発を県内事業所で行う事業のうち、三重県知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認める事業をいう。

7 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業で、県内の事業所において実施されるものに限る。

(1) 県内排出事業者

- (ア) 自ら排出する産業廃棄物の発生抑制等研究開発
- (イ) 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための研究、技術開発
- (ウ) 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための研究、技術開発

(2) 産業廃棄物処理業者

- (ア) 産業廃棄物の高度な循環的な利用を行うための研究、技術開発
- (イ) 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための研究、技術開発
- (ウ) 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための研究、技術開発

(3) リサイクラー

- (ア) 循環資源または産業廃棄物由来の再生材料を活用した高度な循環的な利用を行うための研究、技術開発

(4) 前3号についての事業化に向けた導入可能性調査

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費のうち、別表1の「補助対象経費」に掲げる経費で、知事が必要かつ相当と認めたもの（以下「補助対象経費」という。）に対して、下記に定める額を予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）に該当する県内排出事業者

補助対象経費の3分の2以内でかつ百万円以上二千万円以下の額

(2) 中小企業者以外の県内排出事業者

補助対象経費の3分の1以内でかつ百万円以上二千万円以下の額

(3) 産業廃棄物処理業者

補助対象経費の3分の1以内でかつ百万円以上二千万円以下の額

(4) リサイクラー

補助対象経費の3分の1以内でかつ百万円以上二千万円以下の額

(補助金の交付申請書)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、県による内容の確認を受けたうえで、三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金交付申請書（第1号様式）及び知事が必要と認める書類（以下「申請書等」という。）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 申請書等に添付する事業計画書は、事業期間が複数年に渡るものについて一括して提出できるものとする。ただし、翌年度以降の補助金の交付については、補助金の交付の対象となる事業に着手する年度毎に申請書等を提出しなければならない。

(県警本部への確認)

第7条 知事は、申請者又は役員等（排除要綱に定める役員等。以下同じ。）が排除要綱別表に掲げる一に該当する者か否かを三重県警察本部に対して確認を行うものとする。

(補助金の不交付)

第8条 知事は、申請者又はその役員等、排除要綱別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、補助金の交付の決定を行わないものとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、第6条の規定による申請書等の提出があったときは、規則第4条の規定により当該申請書等に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適正と認めたととき、補助金の交付の決定を行い、規則第6条の規定により補助金の交付の決定の通知を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する交付の決定を行うにあたり、必要があると認められる場合は、有識者の意見を聴くものとする。

3 前項の有識者は、必要に応じて当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求めることができる。

4 知事は、第6条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めたとときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

5 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業の着手日は、補助金の交付の対象となる全部又は一部の事業に着手した日とし、当該着手日は、交付決定の日以降であるものとする。ただし、やむを得ない事由により交付決定の日より前に事業に着手する必要があるときには、交付決定前着手届出書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第2項に基づき事業計画書を提出した場合の2年目以降の事業についても適用する。

(交付申請の取下げ)

第11条 第9条第1項の交付決定を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするとき、交付決定を受けた日から15日以内に交付申請取り下げ届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第12条 補助事業者は、交付の決定後に補助事業の内容又は補助事業に要する経費の変更しようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金に係る補助事業の内容の変更承認兼変更交付申請書（第4号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを承認もしくは変更の交付決定をすることができる。

3 第1項ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1)申請者の氏名（法人にあっては、法人名称）を変更する場合

- (2) 補助事業の内容を著しく変更する場合
- (3) 各区分における補助対象経費の20%を越えて変更する場合
- (4) 補助金申請額の合計を変更する場合(20%以内の減額を除く)

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、規則第5条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときには、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業中止(廃止)承認申請書を(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第14条 補助事業者は、規則第5条第1項第4号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、ただちに三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業計画遅延等報告書(第6号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、11月30日現在における補助事業の遂行状況について、12月15日までに三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業状況報告書(第7号様式)(以下「状況報告書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、次条の実績報告書を11月30日までに提出した際は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず知事が必要と認める場合には、補助事業者は、別に定める日現在における補助事業の遂行状況について、別に定める日までに、状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、次条の実績報告書を別に定める日までに提出した際は、この限りではない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)、又は補助事業の交付決定に係る年度が終了したときは、その完了又は終了した日から15日以内に三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業実績報告書(第8号様式)(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金精算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(発生抑制等の促進)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の発生抑制等を促進しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間は、毎年度終了後15日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の産業廃棄物の発生抑制等の状況を記載した三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業経過報告書（第10号様式）（以下「経過報告書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第4号に掲げるものはこの限りではない。
- 3 知事は、必要に応じて、補助事業者に、経過報告書に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 4 補助事業者は、経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る年度終了後3年間保存しなければならない。

（不当介入に対する措置）

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に当たって暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- （1）知事に報告を行うこと。
- （2）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- 2 知事は、補助事業者が前項の義務を怠ったときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- 3 第13条の規定は、不当介入を受けたことにより補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合に準用する。

（財産の管理及び処分）

第20条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、要綱第2条に定める期間を経過する以前に財産を補助金等の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業財産処分承認申請書（第11号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1 補助対象経費

| 経費区分 | 内 容 |
|----------------|---|
| 謝 金 | 外部の専門家等への謝金 |
| 旅 費 | 専門家旅費、職員旅費 |
| 事務庁費 | 会議費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費 |
| 原材料費 | 原材料、資材の購入に要する費用、燃料費 |
| 機械装置、 工具器具費 | 機械装置、工具器具の製造、購入、運搬、据付、保守等に要する費用 |
| 外注加工費 | 部材等の外注加工等に要する費用 |
| 委託費 | 検査分析・試験等の委託に要する費用、コンサルティングに要する費用 |
| その他の経費 | 共同研究の実施に必要な納付金等の費用（大学等高等教育機関または公設試験研究機関等（三重県の公設試験研究機関を除く。）と共同で行う場合に限る。） |

(注) 補助対象は、原則、補助金の交付決定日以降の経費とする。

(注) 補助対象には、ICT 設備及びソフトウェアの導入に向けた研究・技術開発に要する経費を含む。